

船舶事故調査報告書

令和3年3月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	令和2年6月4日 02時30分ごろ
発生場所	長崎県対馬市厳原港 厳原港北防波堤灯台から真方位348°170m付近 （概位 北緯34°11.6 東経129°18.0）
事故の概要	漁船第八天王丸は、西南西進中、消波ブロックに衝突した。 第八天王丸は、船長及び甲板員が負傷し、球状船首部に破損等を生じた。
事故調査の経過	令和2年6月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八天王丸、19トン NS2-15621（漁船登録番号）長崎県漁業協同組合連合会 23.04m×4.43m×1.79m、FRP ディーゼル機関、573.70kW、昭和61年3月25日 第290-45078号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 41歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年5月17日 免許証交付日 令和2年5月18日 （令和7年5月18日まで有効）
死傷者等	軽傷 2人（船長及び甲板員）
損傷	本船 球状船首部に破損及び船首部に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、令和2年6月3日15時00分ごろ、いか釣り漁の目的で福岡県宗像市沖ノ島西方沖の漁場に向けて山口県下関市特牛港を出港し、日没から23時00分ごろまで同漁場で操業後、4日00時00分ごろ厳原港に向けて漁場を出発した。 本船は、レーダーを1海里（M）レンジ、ノースアップ表示とし、GPSプロッターを使用し、船長が椅子に腰を掛け、約7～8ノットの対地速度で厳原港入り口付近に向けて自動操舵を設定して西南西進

した。(写真1参照)



写真1 本船(修復後)

船長は、周囲に航行の支障となる船も見当たらず、過度の疲れと眠気を感じていたが、同じような状況を経験しているため眠気を我慢できると思い、同じ姿勢で操船を続けた。

船長は、対馬市阿須湾漁港東方沖を通過した後、いつしか居眠りに陥り、02時30分ごろ衝撃で目が覚めて厳原港北消波ブロック(以下「本件消波ブロック」という。)に衝突したことに気づき、主機を後進運転とし、船尾付近で係留の準備をしていた甲板員に声を掛けたところ、怪我をしたとの返事があったので、直ぐに厳原港内に向かった。

船長は、着岸して、甲板員の怪我の状態を見て直ぐに消防に(119番)通報した後、船尾部にある清水タンクのバルブの亀裂及び機関室内への漏水が認められたので応急処置を行った。

甲板員は、対馬市内の病院に搬送され、顔面切創と診断され、船長も、怪我をしていたので、海上保安庁への通報を知り合いの船長に依頼した後、同病院を受診し、顔面擦過傷及び両膝打撲傷等と診断された。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

その他の事項

船長は、本事故前、特牛港を基地に沖ノ島西方沖での漁を6日間連続で行っており、この間は、港と漁場の移動に約3～4時間を要し、荷揚げ等の時間を除いた約2～3時間の睡眠が連日続いていたので、本事故時には過度の疲れと眠気を感じていたが、この漁場では同じような状況を経験しているため眠気を我慢できると思っていた。

船長は、本船のレーダーにガードリング機能(事前に設定した距離環より他船が接近したときに警報を発する機能)があったが、波などの映像が生じる時にたびたび警報が鳴るので設定していなかった。

船長は、眠気を感じていたため、煙草を吸うなどして眠りに陥らな

	<p>いように努めていたものの、本事故時には、漁場から周囲に船舶が見当たらなかったので安心し、いつしか眠りに陥ってしまったと思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、厳原港東方沖を自動操舵で西南西進中、単独で操船中の船長が、椅子に腰掛けた状態で操船を行っていたところ、居眠りに陥り、本件消波ブロックに向けて航行を続けたことから、本件消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故時、6日間連続の漁により約2～3時間の睡眠が続き、過度の疲れと眠気を感じた状態で我慢できると思っていたものの、漁場から周囲に船舶が見当たらずに安心し、同じ姿勢で操船に当たっていたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、厳原港東方沖を自動操舵で西南西進中、単独で操船中の船長が、椅子に腰掛けた状態で操船を行っていたところ、居眠りに陥り、本件消波ブロックに向けて航行を続けたため、本件消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過度の疲労状態に陥らないように適度に休養日を設けること。 ・航海中に眠気を感じた時は、時々、椅子から立ち上がったたり、外気に当たるなど、居眠りを防止する措置を採ること。 ・夜間は、障害物及び他船等を適切に避航することができるように、レーダーのガードリング機能を活用することが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

